

仲裁法等の改正に関する中間試案に対する意見書

2021年（令和3年）4月30日

公益社団法人 日本仲裁人協会

本年3月19日に意見募集に付された仲裁法等の改正に関する中間試案に対して、公益社団法人日本仲裁人協会（以下「**当協会**」という。）は、下記のとおり意見を述べます。なお、中間試案に対して特段の意見を述べていない事項については、当協会としては賛同する趣旨です。

記

第1 「仲裁法の見直し」に対する意見

1 「暫定保全措置の承認及び執行」に対する意見

中間試案に賛成である。仲裁廷の暫定保全措置の承認及び執行に関する規定を設けることは、我が国の仲裁地としての魅力（＝仲裁地としての我が国の紛争解決能力）を高めるために必須である。

2 「仲裁関係事件手続における管轄」に対する意見

中間試案に賛成である。但し、仲裁関係事件手続の処理に関しては、高い専門性と経験が求められるため、裁判所の体制やリソース上可能な限り、仲裁関係事件のための集中部を設けていただき、ゆくゆくは専門部を設置していただくことをご検討いただきたい。特に、国際仲裁関係事件手続については、この必要性が高く、ゆくゆくは、東京・大阪地方裁判所の専属管轄とすることもご検討いただきたい。

第2 「調停による和解合意の執行決定等に関する規律の創設」に対する意見

1 総論

(1) はじめに

当協会は、国際性を有する調停による和解合意に執行力を付与する国内法制の整備、及び「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約」（以下「シンガポール条約」という。）へのオプトイン留保付調印（和解合意の両当事者が条約の適用に明確に合意した場合にのみ条約の適用を認め、執行力が付与されるとの留保を付した上での調印）の早期実現を強く求めるものである。

当協会は、その目的として、仲裁・調停の法律研究、その技術の研さん、ひいては優れた仲裁・調停実務家の養成を目的に掲げており、その会員に、国際的民事紛争解決に携わる、経験豊富な法律家を数多く擁している。また、昨今日本国内において国際仲裁・調停等の活性化に向けた施策がとられているところ、これらにも当協会及び

その会員が深く関わっている。したがって、当協会の強みとして、①国際的民事紛争解決における世界のトレンドを把握することができる、②他国との比較を通じ、日本がこの分野において発揮しうる価値を具体的に認識できる、③日本国内における昨今の取組の価値とこれを活かすための方向性を具体的に認識できる、という点を挙げることができる。

そして、上記各点に鑑みると明らかに、必要な国内法制を整備の上、シンガポール条約に調印し、国際調停の分野で日本が主体的な役割を果たすことが重要であり、かつ、そのための貴重なチャンスが今訪れている。これを逃すことは国際調停と両輪をなし補完し合う国際仲裁の促進にも致命的なダメージを与えることになりかねず、絶対に許されないのであり、そこで当協会は、上記意見を強く述べる次第である。

以下、上記①から③の順序により、理由を述べる。

(2) 世界のトレンド

国際取引の発展に伴い、国際的民事紛争解決の分野は、国際仲裁の分野を一つの核として、確実に発展している。例えば、2020年に新たに提起された仲裁の件数は、代表的な仲裁機関である ICC（国際商業会議所）で 946 件、SIAC（シンガポール国際仲裁センター）で 1080 件となっており、着実に増加している。また、各国の仲裁機関では、ユーザー目線での規則改正を重ねており、より迅速で効率的な仲裁手続とするための努力が重ねられている。

調停は、この様な流れの中、特に注目を集めている紛争解決手続である。その理由は、調停がユーザーのニーズに合致すること、すなわち、訴訟及び仲裁と比較して、はるかに迅速かつ効率的な紛争解決を期待するという点にある。また、調停が和解による解決を目指すものであるため、国際取引関係が係争により断絶することを回避するという意味において、国際取引関係の発展により寄与するとも言える。

反面として、調停には、当事者双方が和解に合意しない限り紛争解決とはならないという制約があるものの、実際には、非常に高い確率で和解が成立するというのが、実務感覚である。当事者間のみでは話し合いがまとまらないとしても、訴訟又は仲裁手続のプレッシャーが高まる中で、優れた技術を有する調停人が介在することにより、和解がまとまることは思いのほか多い。

加えて、各国の ADR 機関が、規則改正の一つとして、仲裁と調停の効果的な組み合わせを導入している。具体的には、Med-Arb（まず調停を行い、調停により解決できなければ仲裁に移行する手続）や Arb-Med-Arb（仲裁開始後に仲裁を一旦停止し、調停をまず行い、調停が不調に終わると仲裁に戻る手続）である。調停がまとまらなければ仲裁に行くことになるが、そのプレッシャーがかかる中で、調停がまとまるのが期待でき、その場合には、仲裁のみの場合と比べて、はるかに迅速で効率的な解決となる。このように、仲裁と調停は車の両輪のごとく、互いに補完及び促進し合う協

働関係が強まっている。調停の活性化はまさに仲裁の活性化にもつながり、逆に調停の活性化なくして仲裁の活性化も大きな前提を欠くことになってしまうのである。

以上のとおり、調停の重要性が世界的に益々高まっており、その中でシンガポール条約が2020年9月12日に発効するに至っている。外国での強制執行手続は追加の費用、手間、時間が負担となり、調停により得られた和解合意に執行力を付与する必要性は高く、同条約の存在意義は大きい。仮に、日本で同条約に基づく強制執行が可能でなければ、日本企業を当事者とする国際商事紛争において、国際調停が敬遠されることにもなりかねず、ひいては、国際調停との両輪をなす国際仲裁の利用も減退し大きなダメージを受けるという事態を招きかねない。

(3) 日本が発揮できる価値

国際的民事紛争解決の分野で存在感を発揮してきた国は、欧米諸国が多く、アジアにおいても、香港及びシンガポールという、英国の流れを汲む国ないし地域が存在感を発揮してきた。

しかしながらこの過去の事実は、将来において、日本がこの分野で主要な役割を果たす可能性を何ら否定するものではない。その理由として、第1に、国際的民事紛争解決の分野においても、多様性（diversity）に対するニーズが高まっている。現在、世界各国の様々な領域で多様性が求められているところ、これは、多様な価値観を包含する国際化した社会において、適切な運営のために、多様な価値観を反映する必要があるという当然の流れと言える。この当然の流れが国際的民事紛争解決の分野にも妥当しているのであり、伝統的に存在感を発揮してきた国以外の、様々な国の活躍が求められている。国際的民事紛争解決は英語で行われることが多いものの、非英語圏の国の役割も重要となっており、その一つとして日本の役割も重要である。しかも、日本はシビルローの国であるが、国際的民事紛争解決を扱う日本の実務家の多くは、米国等のコモンローの国での留学経験を持ち、両方の実務を知った人材が多い。多様性のニーズが高まる中、かかる人材の活躍の可能性は、より一層高まっている。

第2に、日本の民事紛争解決の実力は、世界各国に何ら引けを取るものではない。民事紛争解決の要点は、事実を正確に把握し、これを法規範に適切に当てはめる点にあるところ、これは、訴訟、仲裁等の手続を問わず、また、国を問わず妥当する。日本は、この要点において極めて精緻で、優れた民事裁判実務を有しており、この実力は、国際的民事紛争解決の分野においてより発揮されて然るべきである。

第3に、上記のとおり、調停の重要性が世界的に益々高まっているところ、他国から見て、和を尊ぶ日本のイメージと、調停との間に親和性があると言われている。加えて、調停の種類として、調停人が当事者間のコミュニケーションを促進して紛争解決の方法を探る「促進型」と、調停人が特定の争点について意見や見解を述べたり、和解案を提案したりする「評価型」とがあるところ、このうち「評価型」と同様のこ

とが、日本の民事裁判実務において、裁判所による和解勧告として積極的に行われている。この和解勧告は、上記の精緻な事実認定及び法適用に基づくものでもあり、日本においては、特に「評価型」について、既に十分な実務と、それを実施できる実務家の存在と、知見の蓄積がある。この様な国は、他に類を見ない。

すなわち、裁判実務において、多くの割合を占める和解交渉の実務、それに携わる裁判官、代理人、インハウスの存在、及び「争いを好まない文化」として世界的にも認知されている日本の土壌や文化的背景を考えると、日本はまさに国際調停の「先進国」として推進的な役割を果たせるポテンシャルを有している。

その上、日本の裁判所の民事調停においては、国際的な案件が取り扱われ、裁判官及び専門的知見を有する調停委員の合理的な協力体制のもと、効果的な解決が数多く得られている。すなわち、国際的な調停案件を処理する実力が、日本国内において、既に実証されている。

以上からして、調停において特に、日本が国際的民事紛争解決のために貢献できることが数多くあると考えられる。

(4) 日本国内の動き

政府が2017年6月に公表した「経済財政運営と改革の基本方針2017」（いわゆる骨太の方針）において、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備のための取組を進める方針が定められ、続いて同年9月に、内閣官房副長官補を議長とする「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」が設置され、2018年4月には、同会議による中間取りまとめが公表された。基盤整備のための具体的な取組として、官民の協力の下、一般社団法人日本国際紛争解決センター（JIDRC）が設立され、同センターは国際仲裁・調停の専用施設を、2018年5月に大阪に、2020年3月に東京にそれぞれ開業した。東京の施設は、虎ノ門の最新のオフィスビルにあり、オンライン会議システムを含む最先端の設備を備えたものであり、また、大阪の施設も2021年4月に移転し、より高度なサービスが提供可能となっている。

立法においても、2020年8月に外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律が施行され、我が国における仲裁手続において、外国弁護士等が代理人となりやすくなるなどの改正が行われるとともに、国際商事事件について外国弁護士等の調停代理制度が整備されたうえ、仲裁法の改正について、本パブリックコメント手続が行われている。

日本を代表する仲裁機関である日本商事仲裁協会（JCAA）においても、2019年1月に仲裁規則が改正され、主要国際仲裁機関の規則と比較して、全く遜色のない内容となっている。

仲裁と両輪をなす調停についても、2018年11月、当協会が運営主体となり、京都国際調停センター（JIMC-Kyoto）を開設した。これにより、日本における国際仲裁及

び国際調停双方の体制が確保された。同センターは、2020年9月、シンガポール国際調停センター（SIMC）とCOVID-19ジョイントプロトコルを締結し、オンライン国際調停の体制も整えている。

以上のとおり、直近の数年間において、日本国内における国際的民事紛争解決のための環境は、目覚ましい発展を遂げている。但し、この発展を軌道に乗せ、実を挙げるには、適切な次の手を打ち続け、良き流れ（モメンタム）を維持することが肝要である。換言すれば、必要な打ち手を怠ることによって、流れが途絶えることがあってはならない。

上記で述べてきた諸点に鑑みれば、早期に必要な国際法制を整備の上、シンガポール条約に調印することは、明らかに必要な打ち手である。これを怠ることは、直近の数年間で積み上げた価値を著しく損なうことになりかねない。国際的民事紛争解決の分野において、日本は今発展途中であり、挑戦者的な立場にあることを忘れてはならない。世界の流れに遅れることなく、然るべき打ち手をタイムリーに重ねることが必須である。

(5) まとめ

物事には時機がある。本来価値がある施策も、時機を逸すると大きく価値が損なわれる。そのため、ビジネスにおいては、スピードやタイミングが、極めて重視される。

国の施策についても時機があることは同様であり、特に、他国との関わりの中で日本が果たすべき役割については、他国の動向との兼ね合いで、スピードやタイミングがより一層重要な意味を持つ。

各国のADR機関間の競争がある中、調停の分野での対応は、その典型である。上記のとおり、世界においては、シンガポール条約を一つの核とする、調停促進の動きがあり、さらに広く見れば国際仲裁等の他の手続についても、確実な発展の流れがある。

加えて、日本国内においても、上記のとおり、国際的民事紛争解決活性化の流れがあり、かつ、日本には国際調停の分野で主体的な役割を果たせる実力がある。

このように、国際調停の分野で日本が国際社会に貢献するための条件が、現在、揃っている。また、これを実現すべき時期は、今である。中間試案では、国内調停実務との調整及び執行力付与への実体的・手続的正当性付与のため、執行力付与に対する当事者の合意が、執行力付与の要件とされており、正しい方向と考える。一方、このため日本のシンガポール条約調印は、オプトイン留保付しかありえない。しかし、シンガポール条約は、オプトアウトの原則を採用しているから、日本が早期にオプトインの留保を行使して調印することにより世界を誘導しない限り、世界の潮流がオプトアウトで固まる可能性は高い。オプトアウトで世界の潮流が固まれば、オプト

イン留保をして調印することは現実には難しくなる。すなわち、日本は、今、世界に先駆けてオプトイン留保付の調印をする機会を逃がすと、シンガポール条約に調印すること自体が難しくなる可能性が高い。

この時機の逸失は余りにも惜しく、決してあってはならない。

最後に、日本における国際調停その他の国際的民事紛争解決分野の発展は、国民全体の利益に資する。すなわち、国民全体の利益として、国際化への対応は極めて重要であるところ、そこで重要な視点は、日本国民、日本企業、そして国家のいずれもが、幅広く、様々な形で、国際社会に貢献することである。というのも、貢献が初めて始めて、換言すれば役割を果たして始めて、国際社会からの利益を継続的に享受できる地位を得られるからである。また、幅広く、様々な形が必要であるのは、国際社会の多様性による。国際的民事紛争解決という司法的分野は、国際社会において重要な機能であり、日本側からの貢献の一分野としても重要であり、そうであるからこそ、上記のとおり、官民一体となって日本における国際仲裁・調停等の活性化が進められてきたのである。

加えて、日本で国際的民事紛争解決分野が発展することは、日本企業、ひいては日本国民の国際法務の実力を高めることになる。これは、日本企業ないし日本国民が国際社会で事業活動を行う上で強い味方となる。紛争というコストを回避ないし軽減するとともに、利益獲得のためのリスクテイクを、より合理的に行えるからである。

さらに日本における国際調停及びそれと両輪をなす国際仲裁の促進を図ることは、強力な紛争解決能力を持つ日本に諸外国の企業を誘致することにもつながり、日本の経済力向上に直結する。この点、日本と同様に天然資源の乏しいシンガポールが、国際調停と仲裁という「紛争解決」をシンガポール国内で行うことを広く世界に認知させ、言わば「紛争解決」の利用を武器にして経済的な発展を続けている現状を見れば、この因果関係もまた明らかであり、日本としてこのチャンスを逃すことは日本経済にとっても致命的な禍根を残すことになりかねない。

以上の理由により、当協会は、調停に関するこのチャンスを逃さないことを、強く求める次第である。具体的には、タイムリーに実現可能な方策として甲案（執行力付与の適用対象を国際性を有する和解合意のみとする案）を採用し、その立法を進めるとともに、シンガポール条約へのオプトイン留保付調印の早期実現を、強く求めるものである。

2 各論

(1) 「適用範囲」に対する意見

当協会は、総論に記載した理由から、甲案に賛成である。

なお、当協会としては、中間試案における甲案、乙1案、乙2案が選択的なもので

あるとは考えていない。国内の事案も適用対象とすることについては十分な議論を重ねる必要があることは理解しているが、そのことが、国際性を有する和解合意に執行力を付すことの実現（シンガポール条約へのオプトイン留保付調印）の早期実現の妨げとならないことを切に願うものである。すなわち、当協会としては、国際性を有する和解合意に執行力を付すか否かの問題と、国内の事案も適用対象とするか否かの問題は、違う次元の問題であって、区別して議論するべきであると整理している。国内の事案に関しても同時に検討することで国際性を有する和解合意についての国内法整備が遅れることは絶対に避けるべきであり、国内の事案に関して早期の国内法制化が難しい場合には、まずは国際性を有する和解合意について国内法整備を先行させるべきと考える。

(2) 「一定の紛争の適用除外」に対する意見

中間試案に賛成である。但し、国際性を有する家事事件に関する和解合意に執行力を付すか否かについては、今後、積極的な検討課題とするべきである。

(3) 「和解合意に基づく民事執行の合意」に対する意見

中間試案に賛成である。国際性を有する和解合意に執行力を付すことの手続的・実体的正当性を担保するものであり、我が国の国内調停実務との調整の観点からも「和解合意に基づく民事執行の合意」を求めることは必要である。

(4) 「和解合意の執行決定」に対する意見

訳文の省略を認めるべきである。仲裁と比べて調停は、提出されうる文書等が和解合意等に限られ、特別な取扱いの必要性は低いのではとの議論があるがそうではない。調停では、執行拒否事由の有無の審理において調停人の規範違反や impartiality と和解合意との間に因果関係が議論されうるため、裁判所における執行手続において、調停手続に関する文書等として相当量の外国語の資料が双方から提出される展開は十分にありうる。国際調停においても、訳文添付を省略するニーズは高い。

第3 「民事調停事件の管轄に関する規律の見直し」

中間試案に賛成である。国際調停に造詣の深い裁判官に、国際性を有する和解合意の執行決定の審理を担当していただく意義は大きく、東京・大阪地方裁判所に競合管轄を設ける必要性は高い。裁判所の体制やリソース上可能な限り、まずは両裁判所に国際調停関係事件のための集中部を設けていただき、ゆくゆくは専門部を設置していただくことをご検

討いたきたい。特に、国際調停関係事件手続については、ゆくゆくは、東京・大阪地方裁判所の専属管轄とすることもご検討いたきたい。

以 上